

総会議事規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条に基づく総会を民主的、かつ能率的に運営することを目的とする。

(会員の権利)

第2条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保障される。

ただし、定款に定めてあるものはそれによる。

(統制)

第3条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

(議案審議)

第4条 議案は原則として1件ずつ審議される。

(議事の公開)

第5条 議事は、原則として公開される。ただし、議長は議長の指示に従わず、議事の運営、進行に支障があると認めた傍聴者を退場させることができる。

第2章 総会運営委員会

(総会運営委員会)

第6条 総会は民主的に能率よく運営するために、総会運営委員会を設ける。

2 総会運営委員会は、各地区ごとに総会運営委員候補を1名選出して構成する。

3 選出された委員候補者は委員会設置規程第2条により会長が委嘱する。

(任期)

第7条 総会運営委員の任期は、委員会設置規程に準ずる。

2 委員に欠員ができた場合は、後任の委員を地区より選出し、その委員の任期は前委員の任期満了までとする。

(委員長)

第8条 総会運営委員会は、互選によって委員長を選出する。

2 総会運営委員長は、運営委員会の審議の結果を総会に報告する。

(審議)

第9条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、承認を得た上で実施する。

- (1) 議長の選出手続
- (2) 議場混乱のときの收拾
- (3) 総会出席者の資格審査
- (4) その他総会運営についての必要事項

(総会職員)

第10条 総会は、議事運営のため議長2名以内、書記及び採決係等若干名の総会職員を置く。

2 書記及び採決係は、総会の承認を得て議長が指名し必要に応じて、総会構成員以外の非会員中

より選ぶことができる。

(業 務)

第 11 条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

2 書記は、総会事務を処理し、会議記録を作成しなければならない。

3 採決係は、採決の結果を集計する。

(議事内容)

第 12 条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係していなければならない。

2 動議の提案がなされたときは、議長は会議にはかり、その採否を決めなければならぬ。

(拒否と異議)

第 13 条 前条の定めにかなっていない発言ないし動議を、議長は拒否することができる。

2 この議長の処置に対し不満なものは、総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。

この申し立ては 10 名以上の支持者を必要とする。

(採 決)

第 14 条 議長は、採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

2 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。

(採決方法)

第 15 条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の 4 種とし、議長はその運用しようとする方法を会議にはかり採決する。ただし、その採決の方法は挙手による。

(採決の順序)

第 16 条 採決の順序は原則として原議案に対する否決、再修正、修正、賛成の順序で行う。

(更 正)

第 17 条 会員は、すでに行われた評決の更正を求ることはできない。

(委 任)

第 18 条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和 60 年 1 月 19 日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 4 年 7 月 4 日より施行する。

4 この規程は、改定により平成 13 年 9 月 1 日より施行する。

5 この規程は、改定により平成 25 年 4 月 1 日より施行する。